

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年12月3日（令和7年（行情）諮問第1375号及び同第1376号）

答申日：令和8年5月1日（令和8年度（行情）答申第89号及び同第90号）

事件名：行政文書ファイル「報道関連想定、取材対応」の最新版につづられた文書の一部開示決定に関する件  
行政文書ファイル「報道関連想定、取材対応」の最新版につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされたもの等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書38」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の4の部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和7年3月24日付け防官文第6961号、同年5月30日付け同第12796号並びに同年9月4日付け同第20442号及び同第20443号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書1（原処分1について）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ないしク （略）

(2) 審査請求書 2 (原処分 2 について)

ア ないしキ (略)

(3) 審査請求書 3 (原処分 3 及び原処分 4 について)

ア ないしエ (略)

オ 上記 (1) オに同じ。

カ 及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分 1 及び原処分 3 について

本件開示請求は、本件請求文書 1 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書 1 ないし文書 3 3 を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 7 年 3 月 2 4 日付け防官文第 6 9 6 1 号により、本件対象文書のうち、文書 1 について、法 5 条 1 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 1) を行った後、同年 9 月 4 日付け防官文第 2 0 4 4 2 号により、本件対象文書のうち、文書 2 ないし文書 3 3 について、法 5 条 1 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 3) を行った。

本件開示請求は、原処分 1 及び原処分 3 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

(2) 原処分 2 及び原処分 4 について

本件開示請求は、本件請求文書 2 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書 2 ないし文書 3 8 を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 7 年 5 月 3 0 日付け防官文第 1 2 7 9 6 号により、本件対象文書のうち、文書 2 について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分 (原処分 2) を行った後、同年 9 月 4 日付け防官文第 2 0 4 4 3 号により、本件対象文書のうち、文書 3 ないし文書 3 8 について、法 5 条 1 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 4) を行った。

本件開示請求は、原処分 2 及び原処分 4 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法 5 条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 1 号に該当する部分を不開示と

した。

### 3 審査請求人の主張について

#### (1) 原処分1及び原処分3について

ア 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分3においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

イ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

ウ 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

エ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分3を維持することが妥当である。

#### (2) 原処分2及び原処分4について

ア 上記(1)アに同じ(ただし、「原処分1」とあるのは「原処分2」、「原処分3」とあるのは「原処分4」と読み替える。)

イ 上記(1)イに同じ。

ウ 上記(1)ウに同じ。

エ 上記(1)エに同じ(ただし、「原処分1」とあるのは「原処分2」、「原処分3」とあるのは「原処分4」と読み替える。)

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                                   |
|---|-----------|-----------------------------------|
| ① | 令和7年12月3日 | 諮問の受理(令和7年(行情)諮問第1375号及び同第1376号)  |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を収受(同上)                 |
| ③ | 令和8年1月13日 | 審議(同上)                            |
| ③ | 同年4月2日    | 本件対象文書の見分及び審議                     |
| ④ | 同月22日     | 令和7年(行情)諮問第1375号及び同第1376号の併合並びに審議 |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、令和7年（行情）諮問第1376号において、諮問庁は原処分2に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「行政文書ファイル「報道関連想定、取材対応」の最新版に綴られた文書の全て」の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の3のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有していない。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

## 3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1の不開示部分について

標記不開示部分には、問合せをした者の苗字及び肩書が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表の番号2の不開示部分について

標記不開示部分には、殉職した自衛隊員に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法5条1号ただし書き該当性の検討に当たり、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分に記載されている情報は、報道機関からの問合せに基づき、報道の用に供するため報道機関に提供したものであるが、当該部分については、公にしないことを前提に提供したものであるとのことであり、そうすると、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえず、同号ただし書きイに該当せず、また、同号ただし書きロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、当該部分のうち、個人識別部分を除く別紙の4に掲げる部分については、既に開示されている内容から、容易に類推される内容であり、これを公にしても個人の権利利益が害されるおそれはないと認められる。

したがって、当該部分のうち、別紙の4に掲げる部分を除く部分については法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当であるが、別紙の4に掲げる部分については同号に該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の4に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の4に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### (1) 本件請求文書1 (諮問第1375号)

行政文書ファイル「報道関連想定、取材対応」の最新版に綴られた文書の全て。【裏面をご参照下さい】

#### (2) 本件請求文書2 (諮問第1376号)

行政文書ファイル「報道関連想定、取材対応」の最新版に綴られた文書の全てのうち防官文第6961号(2025.1.21-本本B2395)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2025.1.21-本本B2395)の後に綴られた文書の全て。

### 2 本件対象文書

文書1 隊員クラブについて(R6.4.4)

文書2 陸上自衛隊の駐屯地等にある「隊員クラブ」について(令和6年4月8日 人事教育局厚生課 共済組合本部福祉第2班)

文書3 別添 陸上自衛隊の隊員クラブの設置数の推移

文書4 (更問) 隊員クラブについて(R6.4.9)

文書5 (更問回答) 海上自衛隊、航空自衛隊の「隊員クラブ」について(令和6年4月12日 人事教育局厚生課 共済組合本部福祉第2班)

文書6 (更問回答) 別添1 海上自衛隊の隊員クラブの設置数の推移

文書7 (更問回答) 別添2 航空自衛隊の隊員クラブの設置数の推移

文書8 (更更問) 隊員クラブについて(R6.4.18)

文書9 (更更問回答) 回答(令和6年5月2日 人事教育局厚生課 共済組合本部福祉第2班)

文書10 防衛省共済組合 情報連携システムについて(R6.5.30)

文書11 (回答) 防衛省共済組合 情報連携システムについて(R6.5.30)

文書12 佐賀空港オスプレイ配備等について(R6.6.5)

文書13 (回答) 佐賀空港オスプレイ配備等について(R6.6.5)

文書14 保険証について(R6.7.19)

文書15 (回答) 保険証について(R6.7.19)

文書16 保険金不正受給について(R6.7.26)

文書17 (回答) 保険金不正受給について(R6.7.26)

文書18 メモリアルゾーンについて(R6.8.1)

文書19 (回答) メモリアルゾーンについて(R6.8.9)

文書20 自衛隊の官舎の老朽化の問題について(R6.10.15)

- 文書 2 1 (回答) 自衛隊の官舎の老朽化の問題について (R 6. 1 0. 1 5)
- 文書 2 2 令和 6 年度自衛隊殉職隊員について (R 6. 1 0. 1 8)
- 文書 2 3 (回答) 令和 6 年度自衛隊殉職隊員について (R 6. 1 0. 1 8)
- 文書 2 4 (更問) 防衛省共済組合 情報連携システムについて (R 6. 1 2. 2 3)
- 文書 2 5 (更問回答) 防衛省共済組合 情報連携システムについて (R 6. 1 2. 2 3)
- 文書 2 6 令和 6 年 5 月 1 0 日 (金曜日) 報道官手持ち想定 (マイナ保険証利用率)
- 文書 2 7 令和 6 年 5 月 2 0 日 (月曜日) 報道等関連想定 (スターリンク検証試験) 1
- 文書 2 8 令和 6 年 5 月 2 0 日 (月曜日) 報道等関連想定 (スターリンク検証試験) 2
- 文書 2 9 令和 6 年 8 月 2 日 (金曜日) 記者実問 (保険金不正受給)
- 文書 3 0 令和 6 年 9 月 2 4 日 (火) 海幕長定例記者会見口述原稿 (保険金不正受給)
- 文書 3 1 令和 6 年 9 月 2 4 日 (火曜日) 報道官会見想定 (保険金不正受給)
- 文書 3 2 令和 6 年度自衛隊殉職隊員追悼式の参列者の人数について (R 6. 1 0. 2 6)
- 文書 3 3 (回答) 令和 6 年度自衛隊殉職隊員追悼式の参列者の人数について (R 6. 1 0. 2 6)
- 文書 3 4 令和 6 年度自衛隊殉職隊員について (R 6. 1 0. 1 8)
- 文書 3 5 (回答) 令和 6 年度自衛隊殉職隊員について (R 6. 1 0. 1 8)
- 文書 3 6 (更々問) 令和 6 年度自衛隊殉職隊員 について (R 7. 2. 3)
- 文書 3 7 (更々問回答) 令和 6 年度自衛隊殉職隊員 について (R 7. 2. 3)
- 文書 3 8 メモリアルゾーンの取材について (R 7. 2. 1 7)

3 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

(1) 本件請求文書 1 の対象として特定された文書

- ア 原処分 1  
文書 1
- イ 原処分 3

文書 2 ないし文書 3 3

(2) 本件請求文書 2 の対象として特定された文書

ア 原処分 2

文書 2

イ 原処分 4

文書 3 ないし文書 3 8

4 開示すべき部分

文書名	開示すべき部分
文書 3 5	不開示部分の表の 1 行目及び 1 列目
文書 3 7	不開示部分の表の 1 行目及び 1 列目

別表

番号	文書名	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 4	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 8	1 枚目、3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 0	1 枚目の一部	
	文書 1 1	1 枚目の一部	
	文書 1 2	1 枚目の一部	
	文書 1 3	1 枚目の一部	
	文書 1 4	1 枚目の一部	
	文書 1 5	1 枚目の一部	
	文書 1 6	1 枚目の一部	
	文書 1 7	1 枚目の一部	
	文書 1 8	1 枚目の一部	
	文書 1 9	1 枚目の一部	
	文書 2 0	1 枚目の一部	
	文書 2 1	1 枚目の一部	
	文書 2 2	1 枚目の一部	
	文書 2 3	1 枚目の一部	
	文書 2 4	1 枚目の一部	
	文書 2 5	1 枚目の一部	
	文書 3 2	1 枚目の一部	
	文書 3 3	1 枚目の一部	
	文書 3 4	1 枚目の一部	
	文書 3 6	1 枚目の一部	
文書 3 7	1 枚目の一部		
文書 3 8	1 枚目の一部		
文書 3 5	1 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害	

			するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	文書35	2枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書37	2枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。

※各文書の枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数を記載している。